○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日
規則第五十七号

（趣旨）
第一条　この規則は、港区環境基本条例（平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。）第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第二条　条例第二十条第四項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。
一　学識経験を有する者　四人以内
二　区民及び事業者　七人以内
三　区議会議員　三人以内
（会長及び副会長）
第三条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（招集）
第四条　審議会は、会長が招集する。
（定足数及び表決数）
第五条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（意見聴取等）
第六条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（会議の公開）
第七条　審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
（専門部会）
第八条　会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
４　部会は、部会長が招集する。
５　部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
（会議録の作成保存）
第九条　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
（庶務）
第十条　審議会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。
（その他）
第十一条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

付　則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付　則（平成一二年八月二八日規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

付　則（平成一三年三月三〇日規則第四一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付　則（平成一八年三月三一日規則第八七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付　則（平成二二年三月二九日規則第四九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。